

○三次市高校生地域活動支援事業補助金交付要綱

令和3年3月12日教育委員会告示第10号

三次市高校生地域活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、地域に開かれた高等学校を推進するため、高校生が取り組む地域振興又は地域貢献に関する活動など、高等学校が行う郷土に愛着と誇りを持つ人材の育成に資する事業又は学習活動に要する経費について、予算の範囲内で、三次市高校生地域活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金交付対象者)

**第2条** 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する団体等とする。

- (1) 三次市の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校（以下「高等学校」という。）において、高校生の教育振興の推進を目的として組織された団体
- (2) 高等学校のクラス単位、部活動単位、グループ単位等で、クラス担任や部活動顧問等の代表者がいる団体等

(補助対象事業)

**第3条** 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、郷土に愛着と誇りを持つ人材の育成に資する事業、学習活動、ボランティア活動、福祉活動等とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

**第4条** 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の運営に必要な消耗品購入費、通信運搬費、印刷製本費、謝礼及び交通費に要する費用のほか、補助対象事業の実施に必要と認められる費用とする。ただし、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象事業を実施する高等学校等の教職員及び高校生の労務費
- (2) 飲食費
- (3) 備品購入費
- (4) その他補助金の交付の対象として適当でないと認められる経費

2 補助対象事業による収入がある場合は、補助対象経費の総額から当該収入額を控除した額を補助対象経費として扱うものとする。

3 補助金の額は、前項の収入額控除後の補助対象経費とする。~~し、補助対象事業1件当たり20万円を限度とする。~~

(交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請団体」という。）は、三次市高校生地域活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、教育長に提出するものとする。

- (1) 三次市高校生地域活動支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 三次市高校生地域活動支援事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(交付決定等)

**第6条** 教育長は、前条に規定する補助金交付申請書を受け付けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付が適当と認めたときは、補助金の交付及び額の決定を行い、三次市高校生地域活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請団体に通知するものとする。

2 教育長は、前項の交付決定に当たり、補助金交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

**第7条** 申請団体は、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業が完了した日の属する会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、速やかに三次市高校生地域活動支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して、教育長に報告しなければならない。

- (1) 三次市高校生地域活動支援事業実績書（様式第6号）
- (2) 三次市高校生地域活動支援事業収支決算書（様式第7号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

**第8条** 教育長は、前条に規定する実績報告書を審査し、補助金交付の目的及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、三次市高校生地域活動支援事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により、申請団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第9条** 前条の規定により補助金の確定を受けた者又は概算払・前金払により補助金を受けようとする者は、遅滞なく三次市高校生地域活動支援事業補助金交付請求書（概算払・前金払）（様式第9号）を教育長に提出するものとする。

(補助金の交付)

**第10条** 補助金の交付は、第8条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、事業の目的を達成するために教育長が特に必要と認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、事業の目的を達成するため教育長が特に必要があると認めたときは、前金払により補助金を交付することができる。

(補助金の返還)

**第11条** 教育長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 事業の実施について、不正の行為が認められるとき。

(関係書類の整備)

**第12条** 申請団体は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、これを5年間保存しなければならない。

(その他)

**第13条** この告示に定めるもののほか、補助金の交付及び交付方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和~~9~~年3月31日限り、その効力を失う。

(当該高等学校への交付限度額)

3 第4条第3項の規定にかかわらず、当該高等学校への補助金の交付額は、1会計年度当たり~~3060~~万円を限度とする。

(他制度との調整)

4 申請団体に対する国、広島県、三次市（行政委員会等を含む。）等が行う制度に基づく措置とこの告示に基づく措置とが重複して適用される場合のこの告示の適用については、教育長が別に定める。